

第2回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年11月11日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階306会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、廣田委員、光川委員、大久保委員、中村委員
- 4 欠席委員 川勝委員
- 5 出席職員
 - ・ 図書・博物館 小栗図書・博物館長
 - ・ 障害者支援課 小西障害者支援課長、矢口課長補佐、矢代課長補佐
 - ・ 人材育成課 渡辺人材育成課長、上原課長補佐、中橋健康増進係長
 - ・ 子ども家庭課 石井子ども家庭課長、熊井子ども政策室長、酒巻課長補佐
- 5 事務局 福吉財政調整課長補佐、村山主査、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 3名
- 7 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング(1日目)
 - ① 流山市国・県文化財保存事業補助金(図書・博物館)
 - ② 重度障害者自動車燃料費助成金(障害者支援課)
 - ③ 福祉タクシー利用補助金(障害者支援課)
 - ④ 身体障害者住宅改造費助成金(障害者支援課)
 - ⑤ 障害者支援施設等通所交通費助成金(障害者支援課)
 - ⑥ 障害者福祉施設整備事業補助金(障害者支援課)
 - ⑦ 就労支援施設利用者負担助成金(障害者支援課)
 - ⑧ 職員互助会補助金(人材育成課)
 - ⑨ 私立保育所整備費補助金(賃貸物件市単独補助分)(子ども家庭課)
 - ⑩ 私立幼稚園心身障害児指導補助金(子ども家庭課)
 - ⑪ 私立幼稚園園児補助金(子ども家庭課)
 - (2) その他

8 配布資料

- (1) ヒアリング日程表
- (2) 評価表
- (3) ヒアリング実施補助金一覧
- (4) ヒアリング対象各補助金の概要等

開 議 9時28分

(山口会長)

ただいまから、第2回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席6名、欠席は、川勝委員1名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。本日は、傍聴の方がお見えになっております。

本日から2日間にわたりヒアリングを行います。

日程表にありますとおり、本日は、4課・11件の補助金についてヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日、財政部長と次長が議会のため欠席させていただきます。

配布資料の日程表の順番でヒアリングを行いたいと思います。

評価表は、補助金の創設年度と前回の評価、前回ヒアリングの有無を追加しました。

ヒアリング実施補助金一覧は、ヒアリング予定日の訂正をしました。

ヒアリングは、事務局の方で円滑進むようにしていきます。

(山口会長)

それでは、ヒアリングを開始します。

最初の課を呼んで下さい。

【図書・博物館 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「流山市国・県文化財保存事業補助金」について、平成27年度補正予算における補助金の予算要求について、「本補助金の概要」から「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(小栗図書・博物館長)

清水屋本店は、平成26年10月7日に国・県有形文化財の登録を受けています。

清水屋の前に新川屋、寺田屋も登録になっています。

清水屋は、このままの建物で続けるか新しい建物にするのか迷っていました。寺田屋は、清水屋の向かいにあり、見世蔵として市の補助金を受けています。

修理費を見積り、修理をして続けたいと申し出たのが今年度に入ってからだったため、9月補正予算としました。

登録は、建築当初の部分のみで増築部分は含まれません。修理は、屋根と天井の雨漏りです。

修理総額は、460万円です。補助金は、補助対象経費の2分に1以内、補助金限度額は、100万円のため、最大の100万円になります。

清水屋は、流山市の本町ツーリズム活性化計画の施策の中に入っている店です。長く店を使い続けるという意味の表明で、市の施策と合っており、観光客が流山を知るという効果があります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村副会長)

いつ頃から修理が始まるのですか。

(小栗図書・博物館長)

もうすぐ、工事が始まると聞いています。

(山口会長)

修理の補助は国から出ないのですか。

(小栗図書・博物館長)

国の補助は、設計費用の数パーセントです。こちらは、修理のため、国の補助はありません。

(山口会長)

2件目ですね。

(小栗図書・博物館長)

寺田屋に続き、2件目です。

(西村副会長)

この建物は、何に使っているのですか。

(小栗図書・博物館長)

和菓子屋です。

(山口会長)

以上で図書・博物館のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【図書・博物館 退室】

【障害者支援課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、障害者支援課の5件の補助金についてヒアリングを行います。

1件ずつお聞きしたいと思います。

では、はじめに「重度障害者自動車燃料費助成金」について、平成28年度予算要求において、「増額した理由」や「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「重度障害者自動車燃料費助成金」の対象者等は、身体障害者手帳1・2級の方、下肢障害3級の方、療育手帳重度の方、精神障害1級の方です。

増加の理由は、人口の増加により在宅障害者が増えており、5%の増額を算定しました。

趣旨、目的は、日常生活に使用する自動車燃料費の一部を助成することにより、障害者の社会参加と自立を図っています。

公益性は、在宅障害者が社会参加に必要な交通手段の一つである自動車を利用する場合に、燃料費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減が図られ障害者の福祉の向上に役立っています。

公平性は、対象者が重度の障害を持っている方で、在宅福祉サービスの観点から市民の理解が得られるものと考えています。

必要性は、1人当たりの年間助成量を増やさず、障害者の社会参加を促進する上でも、事業を継続することが妥当であると考えています。

効果は、在宅障害者が自家用車で外出する機会の増加や、介護者の経済的負担の軽減が図られています。

適切性は、助成規則により適正な事務処理が図られています。

(山口会長)

それでは、ただ今の「重度障害者自動車燃料費助成金」について、質問等あれば、お願いします。

(西村副会長)

どのように社会参加しているのですか。

(小西障害者支援課長)

通院、レクリエーション、施設等の利用に家族が送迎しています。

(山口会長)

5%増額の根拠は何ですか。

(矢代課長補佐)

今年の決算に5%程度増えると、見込みました。

(山口会長)

確たる根拠があるわけではないのですね。

(矢代課長補佐)

はい。

(光川委員)

1人当たりの年間助成量を増やさずとは、どういう意味ですか。

(矢代課長補佐)

1人年間3000で、年間量は増やさず、対象者が増えることを見込んでいます。

(西村副会長)

平成26年度の実績、補助件数が1,173件、平成25年度が1,157件ですが、同じ人が何回か使って数が重複しているのですか。

(小西障害者支援課長)

使っている人の数です。

(山口会長)

申請方法は、どうなっているのですか。

(小西障害者支援課長)

申請を受け、燃料券という冊子を交付します。全額使う方もいますが、年度毎になつていきますので残った分は、回収します。

指定のガソリンスタンドに燃料券を渡し、ガソリンスタンドから市に請求がきます。

(矢口課長補佐)

人口の増加により20人前後増えますが、その中でどの程度使うかは、予測が難しいのです。

(山口会長)

ありがとうございました。

では、次に「福祉タクシー利用補助金」の説明をお願いします

(小西障害者支援課長)

「福祉タクシー利用補助金」の対象者は、「重度障害者自動車燃料費助成金」と同じく、身体障害者手帳1・2級の方、下肢障害3級の方、療育手帳重度の方、精神障害保健福祉手帳1級の方で、タクシー料金の一部を助成しています。在宅障害者が通院等に利用するタクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減が図られています。

先程説明した自動車燃料費助成と福祉タクシーどちらかの選択により、障害者本人の生活スタイルにあった助成サービスが受けられます。

平成28年度の予算要求額は、2,943万2千円、前年度比876万3千円増額になっています。

増額理由は、支給要件である下肢障害3級の肢体不自由者の内、上肢障害を除く、下肢及び体幹に障害がある者も支給の対象とすることから、増額の予算計上となりました。

公益性については、在宅障害者が社会参加に必要な交通手段の一つであるタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減が図られ、

障害者の福祉の向上に役立っていると考えています。

公平性は、対象者が重度の障害を持っている方で、基準を設けて支給しています。

必要性は、1人当たりの年間助成量を増やさず、障害者の社会参加を促進する上でも、事業を継続することが必要であると考えています。

効果は、経済的負担の軽減が図られることです。

適切性は、助成規則により適正な事務処理が図られています。

(山口会長)

この件について、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村副会長)

実行プランの平成28年度予算要求に当たっての担当課の見解の部分に、利用者から交付枚数を増やしてほしいとの要望がある、となっておりますが、内容を教えてください。

(矢代課長補佐)

人工透析者は、週に3日から4日通院しますが、月8枚しか交付していないため、交付枚数を増やしてほしいという意見がありますが、現状維持としました。

(小西障害者支援課長)

人工透析者は、通院回数が多いため他の重度障害者の方より多く交付していますが、通院だけでなく社会参加に使用するなど、使用内容の制限はしていません。

(山口会長)

積算根拠は、何ですか。

(矢代課長補佐)

自動車燃料費助成金との選択になります。

今までの実績で出しました。

(光川委員)

タクシー券は、1枚650円、年間72枚で46,800円、先程の燃料費助成金は、1050円、年間3000で15,000円のため、タクシー券を利用する方が多くなっているのですか。

1人当たりの助成額が増えていくようですが、削減する考えはありますか。

(小西障害者支援課長)

タクシー券46,800円すべてを使う方は少なく、身体障害者手帳の7、8割が高齢者で、自分で車を運転しない高齢者は、タクシー券を選ぶことが多いため、こちらを手厚くするように考えています。

近隣他市と比べても多くないと考えています。

(西村副会長)

算出基準に規則改正に伴う受給者の増加分となっておりますが、どのような規則改正ですか。

(小西障害者支援課長)

下肢障害の方を対象にしましたが、体幹機能障害のうち脚が不自由な方も、不

公平のないように、規則を変えて対象者としました。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、次に「身体障害者住宅改造費助成金」の説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「身体障害者住宅改造費助成金」の対象者は、身体障害者手帳1、2級の方で住宅改修等における費用の一部助成を行っています。

助成限度額は、30万円です。

60万円で査定し直しました。昨年と同額です。

公益性は、障害者が居宅において日常生活が送れるよう、住宅改造費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減が図られ障害者の福祉の向上に役立っています。

公平性は、対象者が重度の障害を持っている者であり、在宅福祉サービスの観点から市民の理解が得られるものと考えています。

必要性は、障害者の社会参加を促進する上でも、住環境づくりを支援することは重要であり、事業を継続することは妥当であると考えています。

効果は、助成することにより、経済的負担の軽減が図られています。

適切性は、助成規則により適正な事務処理を行っています。

(山口会長)

この件について、各委員から質問等あれば、お願いします。

(事務局)

予算要求は、90万円で昨年度より30万円増額要望でしたが、担当者査定で60万円の昨年度と同額の査定をしています。担当課も復活要求はしないという方向性で、同額の60万円となっています。

(山口会長)

来年度の見込みは、2件ということですね。

対象者は、申請をするのですね。

(小西障害者支援課長)

その年によってばらつきがあり、平均的に2件ですが、それ以上申請があったときのために3件にしていたのですが、担当者査定で2件にしました。

(山口会長)

予算要求の増減は、ないということですね。

(西村副会長)

審査の対象にならないということですか。

(事務局)

諮問は、予算要求で増額があったものですので、審査対象になります。

(山口会長)

それでは、次に「障害者支援施設等通所交通費助成金」の説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「障害者支援施設等通所交通費助成金」の対象者等は、障害者総合支援法に基づく支給決定を受け、障害者支援施設等に就労している方の通所にかかった交通費を補助しています。

月5,000円を限度に電車、バスの交通費に対して助成金を出しています。

平成28年度の予算要求額は、557万1千円で、前年度より10万7千円の増額です。

対象利用者が少しずつ増加していることから、それを見込んで増額計上しました。

障害者支援施設の工賃が少なく、交通費を自分で負担することになると、工賃が交通費に消えることがありますので、障害者の働く意欲をそがないためにも助成をしています。

公益性は、障害者等の福祉の増進を図り、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことに必要です。

公平性は、障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた者が対象となっていることから、助成金の交付は妥当であると考えています。

必要性は、障害者の社会参加を支援し、就労の促進を図り福祉の向上に寄与しています。

効果は、交通費の助成により、工賃の少ない現状にある障害者及びその保護者の負担を軽減することで自立の促進を図っています。

適切性は、助成規則により適正な事務処理を図っています。

(山口会長)

この補助金について、各委員から質問等あれば、お願いします。

約10%増額の根拠は何ですか。見込みですか。

(矢代課長補佐)

半年分をまとめて一括払いのため、実行プラン作成時には、上半期分を支払っていません。平成27年度の決算額は、平成26年度と同額としましたが、平成25年度から平成26年度は、20%増だったため、平成28年度の見込みは、約10%増としました。

(西村副会長)

決算見込額が出てないということですか。

(矢代課長補佐)

今年度、まだ支払いがないので増減がわかりませんが、前年度より増えると思います。

(山口会長)

半年毎に払うのですか。

(矢代課長補佐)

4月から9月分を10月以降に払い、10月から3月分を4月以降に払います。

おそらく、今年の決算額は、予算額の546万4千円位になると予測しています。

(山口会長)

見込みが難しいということですね。

(西村副会長)

賃金が少額のため交通費を補助すると書いてありますが、賃金を上げる方法はないのですか。

(小西障害者支援課長)

市内に福祉作業所が何か所かあります。各施設、工賃の向上に努力していますが、パンの販売や会社からの下請け作業等をしており、安い所で月6千円、高い所で3万円位の工賃が出ています。これより高い工賃は、難しいところです。

(西村副会長)

市の方である程度補助してくれるから、就労があるのですか。

(小西障害者支援課長)

福祉的就労という呼び方をしていますが、就労継続支援A型は、ある程度工賃を確保して最低賃金を保障して障害者に働いてもらう仕組みがありますが、今現在、この施設は非常に少ないという現状です。

障害者が一般企業で働く場合、交通費は、会社から出ますので補助していません。

一般就労までいかない訓練をする場として、このような施設で働く場合は、工賃が少ないので就業意欲の向上のために必要です。

(中村委員)

この補助金は、社会参加促進に役立っていると思うのですが、普通、企業で働く場合、賃金とは別に交通費が支給される形態が多いかと思います。福祉作業所の場合は、交通費という名目の支払いはないということですか。

(小西障害者支援課長)

就労支援施設は、訓練の場です。企業とは、違いますので、通う事に関しては、自己負担になります。施設が払う義務はありません。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、次に「障害者福祉施設整備事業補助金」の説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「障害者福祉施設整備事業補助金」は、市内において障害者福祉施設を設置する法人等対にして、設備費の一部を助成しています。

平成28年度は、障害者の入居施設グループホームまほろばの里の整備費の助成です。

流山市は、知的障害者のグループホームが少なく、まほろばの里に、親亡き後の障害者が一人で暮らせる施設を考えています。

平成28年度の予算要求額は、1,540万円です。

現在、建築費が未定の部分がありますので、概算による予算計上になっています。今後、事業所との協議を進めていきます。

公益性は、第5次流山市障害者計画等に位置づけされており、障害者福祉の向上に寄与できるものです。

特定した団体に補助をするものではなく、福祉施設の設置を考えている事業主に対して支援するものであり、公平性があるものと考えています。

必要性は、重度の障害者を持つ親、家族からグループホームの建設に向け強い要望があり、市の計画に位置付けられています。

効果は、重度の障害者を受け入れ可能なグループホームの整備することで、費用対効果は大きいものがあると考えています。

適切性は、補助金交付要綱により適正な事務処理を図っています。

(山口会長)

この補助金について、各委員から質問等あれば、お願いします。

(大久保委員)

まほろばの里に入居できる人数は、どれくらいですか。

(小西障害者支援課長)

20人規模で、短期入居も受け入れられるホーム建設を考えています。

(西村副会長)

国の補助金との関係は、どうなっていますか。

(小西障害者支援課長)

国からも国庫補助があります。

千葉県に補助金の要望をし、県が優先順位をつけ選定し、県から国に補助金の要望を出します。

国の補助金、市の補助金、自己資金で整備します。

(西村副会長)

国から補助金が出なければ、この計画は、出来ないのですか。

(小西障害者支援課長)

補助金が出るために働きかけをします。

(西村副会長)

実行プランには、国の補助金無しになっています。

(矢代課長補佐)

国の補助金は、事業主に直接入ります。市に入ってから、その補助金を出すのではありません。

(西村副会長)

申請は、事業主ですか。

(矢代課長補佐)

事業主です。

事務処理は、市町村を經由して、県から国に書類を出します。

(西村副会長)

予算計上は、1,540万円で、整備金額は確定してないようですが、増えた場合どうなりますか。

(矢代課長補佐)

事業主と市で協議します。

(西村副会長)

1,540万円が限度額ですか。

(矢代課長補佐)

限度額では、ありません。

(山口会長)

市の補助金が増えることがあるのですか。

(矢代課長補佐)

増える可能性があると思います。

補助金の要綱には、限度額の設定はありません。

(事務局)

おそらく、予算の範囲内となっていると思います。

(山口会長)

予算査定にかかるのですか。

(事務局)

当初予算1,540万円で確定した後、実際に整備金額が増えた場合は、事業主と協議してもらい、予算が足りない場合は、補正予算をあげてもらい議論します。

(山口会長)

長期的な補助ではなく、1回ですね。

(小西障害者支援課長)

1回です。

(山口会長)

運営の補助は、ありますか。

(小西障害者支援課長)

運営は、事業者が障害者総合支援法による給付で事業展開していきます。

運営に対しての市の補助は、ありません。

(山口会長)

この補助金の実績は、初めてですか

(小西障害者支援課長)

10年程前に東深井にある14名入居規模のグループホームゆうゆうの整備をしました。

(山口会長)

市の補助金は、いくらでしたか。

(小西障害者支援課長)

500万円です。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、次に「就労支援施設利用者負担助成金」の説明をお願いします。

(小西障害者支援課長)

「就労支援施設利用者負担助成金」の対象者は、障害者総合支援法による就労移行支援、就労継続支援サービスが対象です。課税世帯の場合、介護保険と同じように利用者が1割を自己負担しています。

就業する上で、訓練のための費用を払うと、工賃よりも1割負担の方が多くなる場合があります。このようなことを改善するための助成金です。

平成28年度の予算要求額は、43万6千円です。前年度より9万6千円の増額です。新規利用者1名分を追加したことによる増額の予算計上となります。現在の利用者は、3名です。

公益性は、就労支援施設で働く障害者の工賃水準は依然低く、施設利用者負担金を支払うとわずかな収入となってしまいます。この負担金を助成することにより就労施設利用者の福祉の向上に役立つことができます。

公平性は、障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた者が対象となっていることから、助成金の交付は妥当であると考えます。

必要性は、利用料1割を助成することにより、負担を軽減することができ、就労の促進を図ることができます。

効果は、就労支援施設に通うことより自立の促進を図ることができます。

適切性は、助成規則により適正な事務処理を図っています。

(山口会長)

この件について、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村副会長)

利用者3名は、どの位通っているのですか。

(小西障害者支援課長)

継続的に通っている方、一般就労に結びついたのですが、うまくいかず戻ってきて訓練をし直す方がいます。

この3名は、今のところ継続的に利用しています。

(西村副会長)

どう一般就労に結びつくのですか。

(小西障害者支援課長)

負担金を払ってまで訓練に行きたくない方は、家に閉じこもりがちになり、社会性がうすれてしまいますので、助成することにより、施設に通い社会性に結びついています。

(西村副会長)

実行プランの補助件数が平成27年度11件となっており、3人と合っていないようですが、どうしてですか。

(小西障害者支援課長)

支給回数が年4回あり、入れ替わりがありますが、人数で掛けています。

(山口会長)

以上で障害者支援課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【障害者支援課 退室】

【人材育成課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、「職員互助会補助金」について、前回、答申でC評価とさせていただきました。

その後の本補助金についての見直し等について、説明をお願いします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(渡辺人材育成課長)

「流山市役所職員互助会補助金」は、本市職員で構成する職員互助会に対して交付しているもので、職員互助会は、職員からの会費と他の事業からの手数料及び補助金を財源として、会員相互共済と福利増進を図ることを目的とした必要な事業を実施しています。

市には、地方公務員法第42条に関する、元気回復のための福利厚生事業を実施する義務がありますが、補助金を交付することにより、職員互助会がその事業を補完している形となっています。

補助の対象事業は、流山市役所職員互助会事業補助金交付要綱に規定された、福利厚生事業と自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に限られています。

平成26年度の補助金審議会でご指摘を受けた福利厚生事業は、昨年度までのレクリエーション事業に対する補助をやめ、今年度からは職員の健康増進を目的とするものに限り補助の対象といたしました。健康増進を図るものとして、人間ドッグ受診時の助成、健康診断等における精密検査の再検査に対する助成、及び予防接種に対する助成の3事業です。

自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業は、千葉縣市役所職員文化体育大会を初めとした各種大会へ市の代表として派遣する事業です。

補助金額は、平成27年度予算額で500万円です。内訳は、福利厚生事業に600万円を限度のところ400万円、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に150万円を限度のところ100万円としています。

補助金については、毎年実績報告を行い、不要額が生じた場合には返還をしています。

補助金審査の判断基準の各項目について、まず、公益性についてですが、市は、各施策の推進方策として、健全で効率的な行財政運営をあげています。その方針のひとつに、限られた人員の中で、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応する施策形成能力と事務処理能力を有する職員の育成、及び複雑化する行政課題に対応した適材適所の職員配置があります。

昨今の職員を取り巻く環境は業務の複雑化、多様化等により大きく様変わりしており、ストレスを蓄積する職員も増加傾向にあります。そのような中、流山市は県下でも住民1,000人当たりの職員数が少ない状況で公務に励んでおります。

職員の福利厚生充実を図ることにより、疾病予防や仕事へのモチベーションが上がることを期待され、それにより市民ニーズに的確に対応する職員の育成に繋がると考えます。

公平性は、職員が元気で仕事に専念できることが、市民サービスの向上に繋がっていくものと考えます。

必要性は、事業は直接的には市民に影響がないように思われますが、市民は職員に対し、能力を最大限に発揮することを望んでいると思われます。

事業実施のために、職員互助会では、職員からの会費と他の事業からの手数料を財源としていますが、年々財源が減少し財政が非常に厳しい状態です。そのため、職員組合からは、増額の要望があげられている状況です。

効果は、福利厚生事業が、職員の疾病の早期発見、健康維持及び予防により安定した勤務が望めます。また、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業では、各部で大会に向けた活動を通し、年齢や職種にとらわれない職員間の交流ができ、それが仕事における人間関係の円滑さに寄与しているものと思います。

適切性は、毎年、互助会理事会及び評議員会で事業報告、決算報告、事業計画及び予算計画を審議しています。また、平成26年度には、健全な互助会運営を図るために会計規程を整備しました。

互助会活動は、職員からの会費と他の事業からの手数料を主な財源として行っています。

平成26年度答申C評価の改善に向けた取り組みですが、自治体職員を対象とした文化体育大会の派遣には、事前に各部活にヒアリングを行い、費用について精査し、必要最小限の補助額に努めました。

また、市民の理解を得られるよう、補助対象をレクリエーションから職員の健康増進に対するものに変更いたしました。具体的には、人間ドッグ助成、健康診断等における精密検査の再検査助成、予防接種の助成、この健康に関する3つの事業に限って補助対象とすると変更しました。

今後につきましても、更に適切かつ効果的な補助事業となるよう検討していきたいと思っております。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(中村委員)

レクリエーションの補助をやめたのに補助金額は、同じです。健康に関する方を手厚くしたのですか。

(渡辺人材育成課長)

交付要綱で2つの事業に使い道を限定しており、それ以外の補助給付は自前の会費

で補助している場合もありました。公費の部分をレクリエーションから健康管理に限定しました。

委託会社の部分は、規模を半額にし、自前の会費で契約できる範囲にしました。

(山口会長)

決算の繰越金は、翌年の収入に入るのですか。

(渡辺人材育成課長)

繰越金は、公費以外の会費を含めたものです。

(西村副会長)

資料にある療養休暇取得者の表を出した意味は、何ですか。

(渡辺人材育成課長)

ストレスを抱えた職員が多くなり、療養休暇取得者が増えています。

この事業により抑制していると認識しています。

(山口会長)

レクリエーションの見直しをお願いしたところ、検討いただきました。

以上で人材育成課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【人材育成課 退室】

【子ども家庭課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、子ども家庭課の3件の補助金についてヒアリングを行います。

1件ずつお聞きしたいと思います。

では、はじめに「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）」について、平成28年度予算要求において、「増額した理由」や「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(石井子ども家庭課長)

「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）」について、流山は、「子育てにやさしいまちづくり」を推進しており、子育て世代の居住を促した結果、平成23年度から子育て世帯数が、高齢者世帯数を上回る状況です。

保育所整備を推進していますが、平成27年4月1日現在、待機児童は49人おり待機児童は未だ解消できておりません。

流山市の現状は、地価上昇により戸建施設を整備する土地の確保が困難となりつつあります。賃貸方式の保育所整備を進めていく状況です。

人口増が見込まれる地区おおたかの森については、賃借料が上昇しております。

行政による賃借料の補助を実施しなければ、安定して保育園を運営する法人を確保できないような状況もあります。

国庫補助金を活用した保育所の整備は、戸建てと賃貸物件による保育所整備があります。

平成27年度まで千葉県安心子ども基金によって、建物賃借料に対し4,000万円という補助基準額が設定されていました。

賃貸物件による保育所整備の場合、賃貸借期間が10年間以上必要ですが、10年以内に賃借料の合計が、安心子ども基金の補助基準額の上限4,000万円に達する場合があります。

流山市としては、保育所を運営する社会福祉法人等の経営安定のため、安心子ども基金の補助が適用されなくなった上限4,000万円を超えた後も、法人負担が4分の1となるよう、安心子ども基金県負担分の不足分を市が負担している状況です。

平成28年度以降については、安心子ども基金の終了に伴い、平成27年度中までに開設した保育所の賃借料の4分の3を市単独で負担することとなるため、増額となります。

公益性は、まちづくりの基本方針である「子育てにやさしいまちづくり」に合致しています。

公平性は、保育所の利用は、就学前の子を持つ特定の市民であるが、市外から子育て中の共働き世代に照準を合わせて、定住人口の拡大を図り、財政基盤の安定化を目指しています。

必要性は、平成27年4月時点待機児童は49人であり、保育所整備は喫緊の課題となっています。

保育所の需要が高い、流山おおたかの森駅及び南流山駅周辺では、用地費が高額となり、戸建ての保育所整備が難しくなっていることから、賃貸型の保育所整備が求められています。

効果は、子育て施策の重点化を図り、住民誘致を進めて人口の拡大を図りながら、保育所を運営する法人などの経営の安定に寄与することで、継続した安心安全な保育が確保できます。

適切性は、私立保育所等に対しては、毎年監査を行い、適切な運営が行われていることを確認しています。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(中村委員)

夏頃から市役所のホームページで保育所の空き状況が見られるようになり、そこでは、△の空きが1、2名や○の空きが数名と掲載されている保育園があり、この空き状況で待機児童がなくなるということがわかりません。

(石井子ども家庭課長)

月1回、保育の必要性があるかの判定があり、その優先順位によって入ることができます。空いていれば、入ることができます。

0、1、2歳の希望者が多いので、そこに待機児童が多くいます。

3、4、5歳が空いていても、0、1、2歳は、そちらには入れません。

(熊井子ども政策室長)

保育の必要性について審査し、優先順位を決めます。

住居地と保育所が遠い場合等、保護者と話しがまとまらなかった数も49人の中に入っています。

これから、おおたかの森、南流山の人口が増えていきますので、保育所の整備を進めています。

(山口会長)

子ども安心基金がなくなれば、市がずっと負担していくのですか。

(熊井子ども政策室長)

10年間は、補助するという考えです。

国も賃貸補助を考えていくという情報があります。

(山口会長)

認可外保育は、増えないのですか。

(熊井子ども政策室長)

小さな認可外保育施設は、小規模事業保育所や家庭的保育事業所にし、市の監督内に入るような保育所に移行、保育の質を担保しようと考えています。

(山口会長)

この事業をすることにより、待機児童49人は、どれ位減るのですか。

(石井子ども家庭課長)

0、1、2歳の希望者が多く、減らすことは、難しいところがあります。

(西村副会長)

基本的にゼロになり得ないのではないですか。

(石井子ども家庭課長)

それを保育所だけでやろうとすることは、難しいです。

0歳の間は、育児休暇を取る方が多いですが、1、2歳で入所を希望する方が多くなります。3歳になると幼稚園の選択肢が広がります。

(山口会長)

所沢市のような問題は、ありますか。

(石井子ども家庭課長)

産休中は入れないというようなことは、流山市はありません。

0、1、2歳の小規模事業保育所は、今年度1か所、来年度2か所増やす予定です。規模は、19名以下になります。

3歳になった時、幼稚園を含め連携保育施設を見つけなければなりません。

0、1、2歳を増やしたいのですがバランスが難しいのです。

(山口会長)

おおたかの森や南流山の送迎ステーションのエリアは、どうなっているのですか。

(石井子ども家庭課長)

市内全部まわっています。

1時間以内で回れるルートをつくっています。

チャイルドシートに座れ、自分で荷物を持って歩ける子どもが対象のため、0、1歳は、送迎ステーションの対象にならないという難しさがあります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、次に「私立幼稚園心身障害児指導補助金」について説明をお願いします。

(石井子ども家庭課長)

「私立幼稚園心身障害児指導補助金」は、私立幼稚園に在園する心身に障害のある園児の指導に要する費用を補助するものです。

障害児1人につき年額50,000円を幼稚園に補助しています。

目的は、私立幼稚園に在園する心身に障害のある園児の指導に要する費用を補助し、障害児をもつ幼児に等しく幼児教育を受けさせる環境の整備と幼稚園の負担軽減を図るものです。

効果は、障害児を持つ園児の指導に係る費用を補助することにより、心身障害児の受入れを促進することができ、幼児教育の拡充が図られます。

補助金増額理由は、平成26年度決算額の支給対象園児13人に基づき補助金を算定したことにより、今年度予算額より増額となりました。今年度も昨年度同様に支給対象園児を13人見込んでいます。

補助金審議会からの評価は、A評価の妥当であるとなっています。

公益性は、安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに基づく、子育て世帯への支援に合致しています。

公平性は、障害児を受け入れている幼稚園に対しての補助であり、一般的な特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものではありません。

必要性は、幼稚園に補助することで、障害児も健常者の子どもと同様に、幼児教育を等しく受けられるよう必要であると考えています。

効果は、障害児も幼児教育を受けることができ、保護者にとって安心して子どもを育てられます。

適切性は、幼稚園から提出される実績報告の内容を審査するにあたり、住民基本台帳の確認を行い、また障害児の療育手帳や医師の診断書等の写しを添付させており、対象者を把握し適正に審査しています。

近隣市の平成26年度の補助金は、船橋市が70,000円、松戸市が100,000円、柏市が150,000円、我孫子市が100,000円、野田市は、該当補助金なしです。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

実行プランの27年度決算見込の補助件数が9件になっていますが、13件になるのではないですか。

(石井子ども家庭課長)

13件に訂正してください。

(山口会長)

最後に、「私立幼稚園園児補助金」について説明をお願いします。

(石井子ども家庭課長)

「私立幼稚園園児補助金」は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るために、補助金を支給するものです。3歳児が年間15,000円、4歳児・5歳児が年間20,000円です。

目的は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と幼児教育の振興を図っています。

効果は、私立幼稚園児の保護者の負担軽減と公立幼稚園との格差是正が図られています。

補助金増額理由は、平成27年度決算見込額に基づき補助金額を算定したことにより、今年度予算額より増額となりました。平成26年度より暁星国際流山幼稚園が開園したことにより対象人数が増加しています。

補助金審議会からの評価は、A評価の妥当であるとなっています。

担当課の考え方は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図り、幼児教育の振興を図るために、今後も事業を継続していきたいと思えます。

公益性は、安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに基づく、子育て世帯への支援に合致しています。

公平性は、私立幼稚園に入園している全ての児童を対象にしており、補助金の交付に公平性があります。所得制限は、設けていません。

必要性は、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る上で必要なものであると考えています。

効果は、子育て世帯への経済的支援により、安心して子どもを育てられ、私立幼稚園児の保護者の負担軽減と公立幼稚園との格差是正が図られます。

適切性は、各幼稚園から提出される交付申請及び実績報告の内容を審査し適切に会計処理しています。

近隣市の状況は、平成26年度、船橋市が一律40,000円、松戸市が一律27,000円、柏市が一律20,000円、我孫子市が一律19,000円、野田市が3歳児10,000円、4、5歳12,000円です。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

平成29年度から制度が変わるような内容が実行プランに書かれていますが、説明してください。

(石井子ども家庭課長)

子ども・子育て支援新制度において導入された施設型給付の対象となる幼稚園に対しては、補助金の対象外となります。例えば、認定子ども園に移行した幼稚園は、補

助金の対象外です。

市内には、新制度に移行した幼稚園はありません。

(山口会長)

以上で子ども家庭課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【子ども家庭課 退室】

(山口会長)

本日のヒアリング分の評価表を20日金曜日までに事務局への提出日していただきたいと思います。

次回11月25日の審議会までに、本日の分を事務局でまとめてもらい、資料として配付したいと思います。

(中村委員)

C評価、補正の分が評価表に入っていない。

(山口会長)

従来、C評価、補正の分は、答申には、入れていませんので、評価表に入っていないが、評価しますか。

(西村副会長)

意見だけ入れてもいいのでは、ないですか。

(事務局)

今回ヒアリングしたものは、すべて評価をするということで評価表を追加します。

(山口会長)

以上で、第2回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時42分

流山市補助金等審議会
会長 山口 今朝勝